

# 閲覧用

※ 個人情報に係る部分は秘匿しています。

## 令和8年第1回定例市議会提出議案

( 予算案を除く。 )

藤井寺市



目 次

議案番号	議 案 名	ページ
	(報 告)	
1	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度藤井寺市一般会計補正予算（第10号））	1
	(議 案)	
1	執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について	2
2	藤井寺市国際交流基金条例等の廃止について	4
3	藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について	6
4	藤井寺市高額療養費貸付基金条例の廃止について	15
5	藤井寺市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	17
6	藤井寺市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	19
7	藤井寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	32
8	藤井寺市ふじみ緑地条例の一部改正について	34
9	市道路線の認定及び変更について	36
10	藤井寺市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	37
11	藤井寺市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	39

このほかの提出議案

- |      |    |                                 |
|------|----|---------------------------------|
| 議案番号 | 12 | 令和7年度藤井寺市一般会計補正予算（第11号）について     |
|      | 13 | 令和7年度藤井寺市一般会計補正予算（第12号）について     |
|      | 14 | 令和7年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算（第5号）について  |
|      | 15 | 令和7年度藤井寺市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について |
|      | 16 | 令和8年度藤井寺市一般会計予算について             |
|      | 17 | 令和8年度藤井寺市国民健康保険特別会計予算について       |

- 18 令和8年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計予算について
- 19 令和8年度藤井寺市介護保険特別会計予算について
- 20 令和8年度藤井寺市公共下水道事業会計予算について

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて(令和7年度藤井寺市一般会計補正予算(第10号))

令和7年度藤井寺市一般会計補正予算(第10号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年2月17日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

## 議案第 1 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

## 提案理由

地域経済循環の創出及び拡大を目指し、地域の人材、資源及び資金を活用した地域課題の解決に資する起業及び新規事業を支援するため必要な経費を助成する地域経済循環創造事業の適切かつ円滑な執行を協議するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づく市長の附属機関として「藤井寺市地域経済循環創造事業審査委員会」を設置するとともに、当該委員会の委員の報酬額を定めるものである。

藤井寺市条例第 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和42年藤井寺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

市長	藤井寺市市民協働 推進委員会	市民協働の推進に関する重要事項の調査 審議に関する事務
----	-------------------	--------------------------------

」

を

「

市長	藤井寺市市民協働 推進委員会	市民協働の推進に関する重要事項の調査 審議に関する事務
市長	藤井寺市地域経済 循環創造事業審査 委員会	地域経済循環創造事業の補助対象事業に ついての調査審議に関する事務

」

に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表いじめ問題再調査委員会調査員の項の次に次のように加える。

地域経済循環創造事業審査委員会委員	日額	9,500円
-------------------	----	--------

議案第 2 号

藤井寺市国際交流基金条例等の廃止について

藤井寺市国際交流基金条例等を廃止する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

藤井寺市国際交流基金、藤井寺市福祉基金及び藤井寺市職員退職手当基金については、基金残高が少額であること又は今後の管理運用の予定がないことに加え、一般財源で対応可能であること等から廃止するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市国際交流基金条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 藤井寺市国際交流基金条例（平成元年藤井寺市条例第16号）
- (2) 藤井寺市福祉基金条例（平成2年藤井寺市条例第16号）
- (3) 藤井寺市職員退職手当基金条例（平成10年藤井寺市条例第4号）

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### 議案第 3 号

藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について

藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

### 提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 4 7 号)により、子ども・子育て支援納付金を徴収することになったこと、国民健康保険法(昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号)第 7 8 条において準用する地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)第 2 0 条の 2 において、公示送達をデジタル化することとされたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

藤井寺市国民健康保険条例（昭和36年藤井寺市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項を次のように改める。

保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第9条の3第1号イ中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第13条の6の2第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第13条の6の5第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第13条の7第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第13条の12の次に次の5条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第13条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第19

条、第19条の3、第19条の4及び第19条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第19条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第13条の14 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

2 前項の場合において、同項の子ども・子育て支援納付金賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第13条の15 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第13条の16の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第13条の16 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の率
- (2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額
- (3) 18歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における18歳以上被保険者均等割の額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第13条の17 第13条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に掲げる額を超えることができない。

第16条第1項中「、第13条の6の3」を「若しくは第13条の6の3」に改め、「第13条の8」の次に「若しくは第13条の14」を、「第19条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額」の次に「若しくは同条第5項各号に定める額」を、「第19条の3第1項（同条第3項）の次に「又は第4項」を加え、「第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第19条の3第4項第1号」を「同条第5項」に、「同条第6項」を「同条第7項又は第8項」に、「第19条の4第1項各号（同条第3項又は第4項）を「第19条の4第1項各号（同条第3項から第5項まで」に、「若しくは同条第5項各号」を「、同条第6項各号」に、「同条第7項又は第8項」を「同条第8項から第10項まで」に、「の算定」を「若しくは第19条の5第1項に定める額の算定」に改め、同条第2項中「若しくは第13条の6の3の額若しくは第13条の8の額」を「、第13条の6の3、第13条の8若しくは第13条の14の額」に改め、「第19条第1項各号に定める額」の次に「若しくは同条第5項各号に定める額」を加え、「第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第19条の3第4項第1号」を「同条第5項」に、「若し

くは同条第5項各号に定める額」を「、同条第6項各号に定める額若しくは第19条の5第1項に定める額」に改める。

第19条第1項第1号中「第3号」の次に「並びに第5項」を加え、同項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第13条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の17の額を超える場合には、第13条の17の額）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に310,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等

割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に570,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第13条の16第2項及び第3項の規定は、前項各号ア及びイに規定する額の決定について準用する。この場合において、第13条の16第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

第19条の2中「及び前条第1項」を「、第13条の6の4、第13条の9及び第13条の15並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項」に改める。

第19条の3第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第6項中「第4項」

を「第5項」に改め、「後期高齢者支援金等賦課額」との次に「、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第13条の16」と、第2項中「第13条第3項」とあるのは「第13条の16第3項」と読み替えるものとする。

第19条の3に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第5項各号」と、「第13条」とあるのは「第13条の16」と、「第13条第2項」とあるのは「第13条の16第2項」と、第6項中「第13条第3項」とあるのは「第13条の16第3項」と読み替えるものとする。

第19条の4第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「第5項に」を「第6項に」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第8項中「第5項及び第6項」を「第6項及び第7項」に改め、「第13条の12」との次に「、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項後段中「第5項」を「第6項」に、「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に改め、「第13条の6の10」との次に「、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第10条」とあるのは「第13条の14」と、「第13条の6」とあるのは「第13条の17」と、第2項中「第13条」とあるのは「第13条の16」と読み替えるものとする。

第19条の4に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第10条」とあるのは「第13条の14」と、「第13条の6」とあるのは「第13条の17」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第5項各号」と、第7項中「第13条」とあるのは「第13条の16」と読み替えるものとする。

第19条の4の次に次の1条を加える。

（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額）

第19条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第13条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第19条第5項、第19条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第13条の16第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第13条の16第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

第21条の3中「藤井寺市公告式条例」を「公示事項（地方税法第20条の2第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を藤井寺市公告式条例」に、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第21条の3の改正規定及び第3項の規定は、地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の藤井寺市国民健康保険条例(以下「新条例」という。)の規定(第21条の3の規定を除く。)は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。この場合において、令和8年度分の保険料に限り、新条例第13条の17の規定の適用については、同条中「各年度において国民健康保険法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に掲げる額」とあるのは「国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に掲げる額」と読み替えるものとする。
- 3 新条例第21条の3の規定は、第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

## 議案第 4 号

藤井寺市高額療養費貸付基金条例の廃止について

藤井寺市高額療養費貸付基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

## 提案理由

高額療養費の現物給付化の導入により、長年にわたり貸付の実績がないこと、また、オンライン資格確認の普及により、今後も貸付制度の利用が見込めないことから、当該貸付制度の役割は終えたと判断し廃止するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市高額療養費貸付基金条例を廃止する条例

藤井寺市高額療養費貸付基金条例（昭和53年藤井寺市条例第34号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第 5 号

藤井寺市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

藤井寺市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

## 提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 1 1 2 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 において、公示送達をデジタル化することとされたことに伴い、所要の改正を行うものである。

## 藤井寺市条例第 号

### 藤井寺市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

藤井寺市後期高齢者医療に関する条例（平成20年藤井寺市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条中「藤井寺市公告式条例」を「公示事項（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を藤井寺市公告式条例」に、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の第7条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

議案第 6 号

藤井寺市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の  
制定について

藤井寺市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要があることから、本条例を制定するものである。

# 藤井寺市条例第 号

## 藤井寺市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

### 目次

#### 第1章 総則（第1条・第2条）

#### 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

##### 第1節 利用定員に関する基準（第3条）

##### 第2節 運営に関する基準（第4条～第32条）

#### 第3章 雑則（第33条）

#### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

##### （一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、大阪府、市、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の

15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。)から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定(以下この条において「乳児等支援給付認定」という。)を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等(法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。)の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

- 第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
  - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
  - (3) 食事の提供に要する費用
  - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、

第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への

連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用

しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質

問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備

及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定

保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」

とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 7 号

藤井寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

藤井寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 9 6 号）により、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）が改正されたため、本条例においても同様の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤井寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年藤井寺市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第10条、第11条第1項及び第14条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第17条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「、終了」を「及び終了」に、「及び」を「その他の」に改める。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第27条後段を削る。

第28条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 8 号

藤井寺市ふじみ緑地条例の一部改正について

藤井寺市ふじみ緑地条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

ふじみ緑地の有効活用に係る整備事業において、民間事業者の店舗が開店することに伴い、利便性の向上及び地域の賑わい創出を図るため、ふじみ緑地の開園時間及び休園日の規定を削除するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市ふじみ緑地条例の一部を改正する条例

藤井寺市ふじみ緑地条例（平成25年藤井寺市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条中「第6条」を「第5条」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第9号

市道路線の認定及び変更について

次のとおり路線を認定及び変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月17日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

1 認定路線

路線名	起 終 点 点	重要な経過地
津堂60号線	津堂1丁目33番6先 津堂1丁目33番4先	—————
小山224号線	小山2丁目14番6先 小山2丁目3番8先	—————
小山225号線	小山5丁目795番4先 小山5丁目795番4先	—————
小山226号線	小山1丁目399番6先 小山1丁目399番4先	—————
道明寺106号線	道明寺6丁目428番先 道明寺6丁目430番7先	—————
小山大和川線	小山1丁目218番5先 津堂2丁目680番1先	—————

2 変更路線

路線名	新旧別	起 終 点 点	重要な経過地
小山57号線	新	小山5丁目874番10先 小山5丁目871番20先	—————
	旧	小山5丁目871番17先 小山5丁目871番20先	—————

提案理由

開発行為の完了等により市道路線の認定及び変更を行うものである。

議案第10号

藤井寺市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を藤井寺市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月17日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

富 山 昌 克

提案理由

令和8年6月15日任期満了によるものである。

住所

[Redacted]

富 山 昌 克

[Redacted] 生

略 歴

[Redacted]

同 15年 4月 藤井寺市立藤井寺西小学校PTA会長

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

同 24年 5月 藤井寺市緑化推進協議会委員（現在に至る）

同 25年 4月 藤井寺市景観審議会委員（現在に至る）

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

同 4年 6月 藤井寺市教育委員会委員（現在に至る）

[Redacted]

同 6年 5月

[Redacted]

藤井寺市緑化推進協議会会長（現在に至る）

同 7年10月

藤井寺市民生委員推薦会委員（現在に至る）

議案第 1 1 号

藤井寺市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を藤井寺市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

和 田 晋 司

提案理由

現委員 國下博氏の令和 8 年 6 月 3 日任期満了による後任として選任するものである。



